



神奈川県

令和7年度 労働講座（海老名）

改正育児・介護休業法の概要 ～改正のポイントと経済的支援～

令和6年の育児介護休業法改正では、男女ともに希望に応じて仕事と育児・介護の両立を可能とするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずることとなりました。

今回の講座では、「改正育児・介護休業法の概要」をテーマに、改正のポイントと経済的支援について学びます。

参加無料

7月23日(水)

15:00～17:00

改正育児・介護休業法の概要

▽令和7年4月1日施行

①子の看護休暇の見直し ②介護休暇を取得できる労働者の要件緩和 など

▽令和7年10月1日施行

①3歳から小学校就学前までの子を養育する労働者に対する「柔軟な働き方を実現するための措置」の義務づけ

②柔軟な働き方を実現するための措置の個別周知・意向確認 など

7月30日(水)

15:00～17:00

育児休業・介護休業取得の際の経済的支援

▽育児休業

①出産育児一時金 ②出産手当金 ③育児休業給付金

④出生後休業支援給付金 ⑤育児時短就業給付金 など

▽介護休業

①介護休業給付金 など

会場

海老名市役所

4階 401会議室

対象

人事労務担当者、労働者など
どなたでも

定員

各回30名

事前申込制(先着順)

申込方法

電話(下記問合せ先)、ファクシミリ(裏面の申込書)※直接お申込みできる2次元コードは裏面掲載

ホームページ <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/w4v/cnt/f7599/index.html>

講師：社会保険労務士 竹之下 節子 氏

竹之下節子社会保険労務士事務所

一橋大学商学部卒業後、信託銀行、外資系銀行勤務。約10年間の主婦専業の後、社会保険労務士試験に合格。2003年に社会保険労務士事務所を開設。現在、社会保険労務士資格取得講座の講師を務めるなど幅広く活躍。

【著書】

「専業主婦が社労士になった！コベ転」
の法則で合格も開業も思いのまま！」
(TAC出版、2009年)

「無敵の社労士 年金クリニック」連載
(TAC出版)



主催：神奈川県かながわ労働センター県央支所（申込・問合せ 046-296-7311）

海老名市

かながわ労働センター県央支所

検索

「改正育児・介護休業法の概要」 令和7年度労働講座（海老名）

受講申込書



神奈川県かながわ労働センター県央支所 宛

ふりがな 氏名※		連絡先 電話番号※	
住所 (市区町村名のみ)	市 区 町 村	受講者区分 (該当の数字に○印)	1 人事・労務担当者 2 労働者 3 その他
受講希望日※ (希望の枠に○を入れてください)		両日	7/23(水) 7/30(水)
当セミナーを何でお知りになりまし たか			

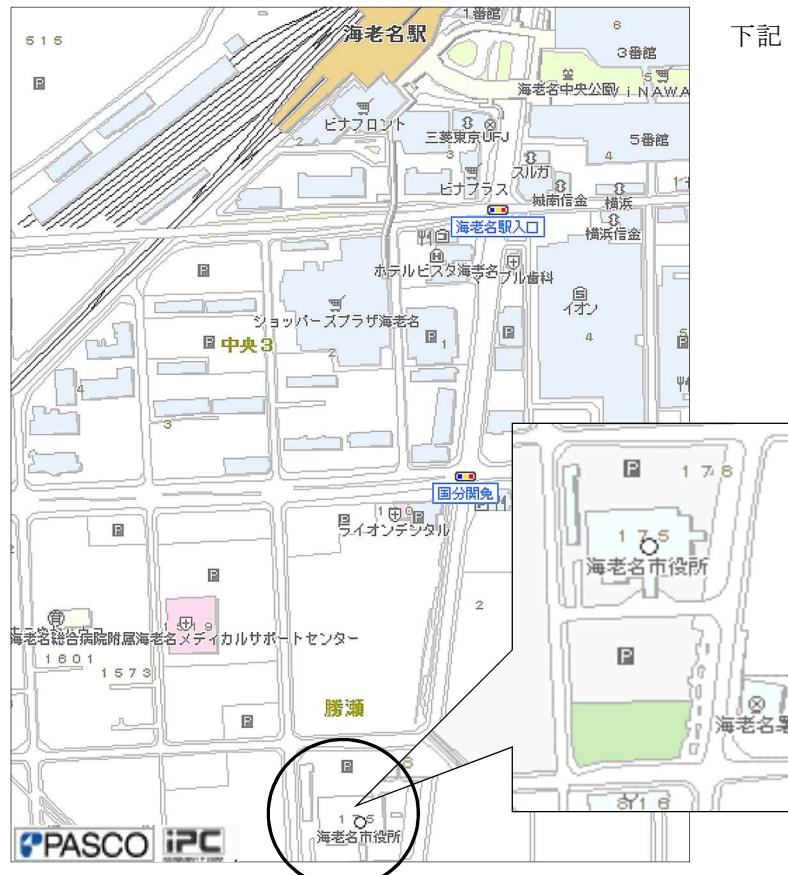
※必須事項（必ずご記入ください）

■申込は先着順です。定員を超える場合は、参加いただけない場合のみご連絡します。

連絡がない場合はご参加いただけますので、当日直接会場にお越しください。

■個人情報は本セミナーに関してのみ利用し、目的外には利用しません。

■災害等やむを得ない事情によって、開催を中止する場合があります。



下記2次元コードからも、お申込みいただけます



会場案内 海老名市役所 4階

神奈川県海老名市勝瀬 175-1

- 海老名駅（東口）から徒歩10分程度
- 自家用車でご来場の際は、
市庁舎駐車場をご利用ください。

改正育児・介護休業法に基づく 柔軟な働き方や両立支援に向けて

～法改正のポイントと実務担当者として取組むべきこと～

改正育児・介護休業法は、本年4月1日に一部施行され、10月1日より完全施行となります。その主な内容は、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や仕事と介護の両立支援制度の強化等を図ることとなっています。

こうした改正を踏まえ、事業主は、対象となる社員に意向確認が必要となることや就業規則の改正等、柔軟な働き方の実現や両立支援に向けて、実務上の対応が不可欠になります。

そこで、本セミナーでは、法改正の内容について、実務担当者として押さえておくべきポイントを中心に、事例を交えながらわかりやすく解説します。

内 容

【講 師】

社会保険労務士法人グラース
社会保険労務士 島 亜矢子 氏

2007年に社会保険労務士試験に合格後、社労士事務所に勤務。
現在は二児の母として子育てと仕事を両立しながら、企業の労務相談や入退社・育児休業・介護休業などの各種手続き、給与計算業務などに携わる。
特に育児休業関連の対応実績は年間200件にのぼり、育児と仕事の両立支援に注力。就業規則の整備や職場環境の改善提案など、企業の実情に即したサポートを幅広く行う。

日 程・会 場

2025年 9月5日(金)
14:00～16:00

開催形式：オンライン配信

※ オンラインミーティングサービス「Zoom」を利用します
※ 会場開催、アーカイブの後日配信は実施いたしません

募 集 概 要

参加費 無料 定 員 100名（要申込・先着順） 申込期限 9月3日(水)

対 象 県内中小企業等の事業主、人事・労務担当者向け

参加申込・イベント詳細は、以下の相模原商工会議所ホームページをご覧ください。

<https://www.sagamihara-cci.or.jp/archives/68320>



① お申込み

相模原商工会議所
ホームページから
お申ください

② 受付確認

自動配信により、
受付確認メッセージが
送信されます

③ 受講URLの送付

9月3日頃にご登録
いただいたメールアド
レスへ送付します

④ 受 講

受講URLより
ログインください
※約30分前からアクセス可

<セミナーに関するご留意事項>

本セミナーはインターネットで開催されるオンラインセミナーです。「Zoom」のアプリを使用します。受講に必要な機器・設備・インターネット接続およびソフトウェア等は受講者の責任と費用で用意、操作するものといたします。
以下の項目に基づく損害について、主催者は一切責任を負いません。

(1)受講者が利用する機器もしくはソフトウェア等のスペック・設定の不備または故障等により、本セミナーを受講できない、快適に受講できない場合。

(2)受講者が利用するネットワークの品質、状況等により本セミナーを受講できないもしくは快適に受講できない場合。

※上記に関する相談、問い合わせ等については、お答えいたしかねますので、あらかじめご承知おき願います。

本セミナーの録画・録音・撮影、スクリーンショット等は一切禁止とします。セミナーの内容、データにて配布される資料等に係るすべての著作権は講師または主催者に帰属します。



パワハラ防止に活かす アンガーマネジメント

近年、パワハラを防止し、職場での円滑なコミュニケーションと生産性向上を促し、離職率の低下につながるアンガーマネジメント（怒りの感情のコントロール）が注目されています。

今回の講座では、まずパワハラを正しく理解し、対策について学びます。そのうえでアンガーマネジメントの基礎を学ぶとともに、自分の怒りの傾向と対処方法を理解し、適切な表現の仕方や指導方法について学びます。

- ＜講義内容＞
- パワハラの理解と対策
 - アンガーマネジメントとは
 - 怒りの傾向と対処方法
 - 適切な表現の仕方や指導方法

参加無料

令和7年 10月20日(月) 14:30～16:30

サン・エールさがみはら 第1研修室

JR横浜線・JR相模線・京王線 橋本駅南口から徒歩10分

又はバス3分「緑区合同庁舎前」下車

※駐車場：隣接緑区合同庁舎第2駐車場（無料） 裏面をご覧ください

講師

特定社会保険労務士・
アンガーマネジメントファシリテーター 盛田 寛昭 氏
(盛田社会保険労務士事務所)

対象

使用者、労働者など、どなたでも



定員

30名 事前申込制 (先着順)

申込方法

電話（下記問合せ先）
ファクシミリ（裏面の申込書）
かながわ労働センター県央支所ホームページ
右の2次元バーコードからもお申込みいただけます



主催: 神奈川県かながわ労働センター県央支所（申込・問合せ 046-296-7311）

公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンター、日本環境マネジメント株式会社

後援: 相模原市

労働講座(相模原市)

「パワハラ防止に活かすアンガーマネジメント」

【受講申込書】 神奈川県かながわ労働センター県央支所 宛



ふりがな 氏名※		連絡先 電話番号※	
住所 (市区町村名のみ)	市 町 村	受講者区分 (該当の数字に○印)	1 人事・労務担当者 2 労働者 3 その他
当講座をどちらでお知りになりましたか (○印) 当センターからの案内・市の広報・会社・組合・所属団体・その他 ()			

※必須事項 (必ずご記入ください)

- 申込は先着順です。定員を超える場合はご連絡します。
連絡がない場合はご参加いただけますので、当日直接会場にお越しください。
- 個人情報は、本セミナーに関してのみ利用します。
- 災害等やむを得ない事情によって、セミナーの開催を中止する場合があります。

会場案内：サン・エールさがみはら 第1研修室

相模原市緑区西橋本 5-4-20 (電話番号 : 042-775-5665)

駐車場ご利用の方へ

緑区合同庁舎第2駐車場をご利用ください 【無料】

○利用時間：午前 8 時 30 分～午後 10 時 30 分

○3 時間を超えた場合には、認証が必要になります。

駐車券を窓口に設置してある認証機に通してください。

○認証時間は、午後 10 時までです。

★駐車場の入口は、西側のみとなります。また、右折入库はできません。

詳しくは、会場ホームページをご参照ください。

<http://sunyell-sagamihara.jp/access/>



労働情勢や講座などの情報をかながわ労働センターニュース(メルマガ)でお届けします！

検索サイトで

かながわ労働センター メルマガ

検索

